

4月から粗大ごみ処理券の料金が540円に

4月4日(土)から再開する粗大ごみの回収(4月～11月の毎月第1土曜日)に必要な「粗大ごみ処理券」が500円から540円に変わります。4月のごみ処理手数料改定に伴うもので、今後、旧処理券(500円で購入した券)はそのままでは使えません。以下の点に注意してください。



- ・今後、自宅前での粗大ごみ回収を依頼する場合は、540円で購入した新しい処理券を貼ってください。ただし、旧処理券をお持ちの場合は、処理券販売店に持ち込み、差額分の40円を支払うと新しい処理券と交換できます。
- ・3月末日までに西天北リサイクルプラザに直接搬入する場合は、旧処理券価格の500円で処分できます。
- ・粗大ごみ以外のごみ手数料改定の詳細は、先月号の広報(2020年2月号)3ページに掲載しています。

お問い合わせ: 西天北五町衛生施設組合
住民生活課 生活グループ

電話: 5-1154

電話: 5-1112

告知端末機: 5-8812

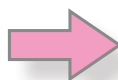
引っ越しをしたら住民票を移しましょう!

進学や就職などで他の市区町村に引っ越しをされる方は、原則、これから住む、**寮・アパートなどが新しい住所地**になります。住所の変更がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きが必要です。上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票はこのような**行政サービス**や**選挙人名簿への登録**につながる大切な情報になります。

転出・転入の手続きは簡単です!

引っ越し前の
市区町村

〈転出前〉
転出届を提出し、
転出証明書を受け取る



引っ越し後の
市区町村

〈転入した日から14日以内〉
転出証明書を添えて、
転入届を提出

※転入手続きの際は、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」か「マイナンバーカード」をお持ちください。「マイナンバーカード」を持っている人は、引っ越し前の市区町村に郵送で転出届を提出することで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きが可能になります。

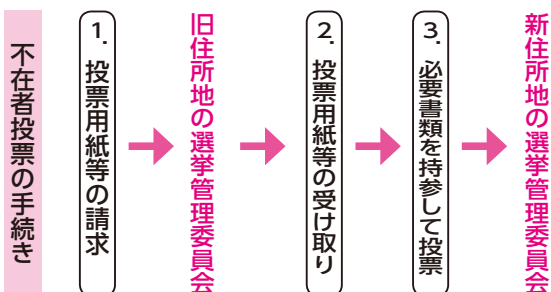
Q. 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできますか?

A. 住民票を移して3カ月経過したら、引っ越し後の新しい住所地で投票できます。3カ月経過する前に選挙があった場合、引っ越し前の住所地で投票できます。

※引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。
※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限り、投票ができます。

Q. 選挙の日に旧住所地に行けない場合は、投票できないのですか?

A. 不在者投票ができます。



※不在者投票は、仕事や旅行などで選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

Q. 住民票を移したら、地元の成人式には出席できないのですか?

A. 幌延町では、町外に引っ越ししていても成人式に出席できます。詳しくは、教育委員会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先:

●転出・転入の手続きに関すること: 住民生活課 住民グループ 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

●選挙に関すること: 選挙管理委員会(総務財政課 総務グループ) 電話: 5-1111 告知端末機: 5-8811

●成人式に関すること: 教育委員会 社会教育グループ 電話: 5-1117 告知端末機: 5-8817/幌延町生涯学習センター 電話・告知端末機: 5-1321